

(別紙 1)

## 論文の内容の要旨

論文題目 パーリ律文献における懲罰的羯磨の研究

氏 名 青野 道彦

律文献は種類が豊富かつ膨大であり、広律だけでも、上座部のパーリ律、説一切有部の『十誦律』、法蔵部の『四分律』、化地部(弥沙塞部)の『五分律』、大衆部の『摩訶僧祇律』、根本説一切有部の根本説一切有部律がある。ただし、その殆どは翻訳資料であり、原語で全体として残されているのはパーリ律のみである。このパーリ律には原典と同一原語で記された註釈文献が完備されており、律文献の内容を分析する上で最も適した資料であると言える。

本研究はこのパーリ律を中心資料に据え、文献内部の新古層に配慮しつつ、それを一つの法体系として位置づけ、部分を全体と関連付けつつ、その内容を忠実に再現することを目指す。また、註釈文献を参照し、パーリ律が後代人によりどの様に理解され、どの様に受け継がれていったか検討する。

律文献は比丘・比丘尼の生活全般を規定したものであり、パーリ律の内容も多岐に亘っている。そのため、分野なりトピックなりを絞って考察を進めて行く必要がある。そこで、本研究が考察対象としたのは、重大な反社会的行為を行う比丘・比丘尼に対する制裁規定であり、具体的には以下の 9 種の懲罰的羯磨である。

tajjanīyakamma	}	懲罰的羯磨 I 類
nissayakamma		
pabbājānīyakamma		
paṭisāraṇīyakamma		
ukkhepanīyakamma		
parivāsa	}	懲罰的羯磨 II 類
mānatta		
mūlāyapaṭikassanā		
tassapāpiyyasikākamma		懲罰的羯磨 III 類

本研究では、便宜的に、tajjanīyakamma 等の五つを懲罰的羯磨 I 類と名付け、parivāsa 等の

三つを懲罰的羯磨 II 類と名付け、*tassapāpiyyasikākamma* を懲罰的羯磨 III 類と名付け、それらを一群として扱う。

本研究は序論、第二章、第三章、第四章、付論より成り、序論では、本研究の考察対象、研究の現状と課題、本研究の構成、本研究で扱う律文献、そして、律文献に対する本研究の基本的立場について説明する。

第二章では、懲罰的羯磨 I 類を取り上げ、先ず *tajjanīyakamma*, *nissayakamma* 等の語義と特徴について検討する。続いて、これらを体系的に説明する *Kammakkhandhaka* に基づき、各懲罰的羯磨の趣旨、懲罰的羯磨 I 類の執行手順、懲罰的羯磨 I 類の成否の条件、懲罰的羯磨 I 類の適用基準、懲罰的羯磨 I 類を科された比丘の遵守事項、懲罰的羯磨 I 類の解消について考察する。その上で、パーリ律に散在する関連記述を網羅的に取り上げ、懲罰的羯磨 I 類の諸相を明らかにする。

第三章では、僧残罪の処断法である懲罰的羯磨 II 類を取り上げる。先ず、*mānatta*, *parivāsa* 等の語義と特徴について示した上で、懲罰的羯磨 II 類を執行する具体的事例を記した *Samuccayakkhandhaka* に基づき、懲罰的羯磨 II 類の運用方法について考察する。続いて、懲罰的羯磨 II 類の執行を受けた比丘の扱いについて規定した *Pārivāsikkhandhaka* に基づき、懲罰的羯磨 II 類を科された比丘が受ける種々の制約、懲罰的羯磨 II 類を科された比丘が守るべき遵守事項、*ratticcheda* と呼ばれる *mānatta* 及び *parivāsa* が無効となる条件、*mānatta* 及び *parivāsa* を中断する方法について考察する。その上で、パーリ律に散在する関連記述を参照して、懲罰的羯磨 II 類の諸相を明らかにする。

第四章では、懲罰的羯磨 III 類を取り上げ、先ず *tassapāpiyyasikākamma* の概要と語義について検討する。続いて、*tassapāpiyyasikākamma* について体系的に規定する *Samathakkhandhaka* の一節に基づき、*tassapāpiyyasikākamma* の趣旨、*tassapāpiyyasikākamma* の執行手順、*tassapāpiyyasikākamma* の構成要素、*tassapāpiyyasikākamma* の成否の条件、*tassapāpiyyasikākamma* の適用基準、*tassapāpiyyasikākamma* を科された比丘の遵守事項、*tassapāpiyyasikākamma* の解消について考察する。その上で、パーリ律に散在する関連記述を参照し、懲罰的羯磨 III 類の諸相を明らかにする。

付論では、懲罰的羯磨 I 類及び III 類の執行と密接に関わる *ropeti* という律専門用語の意味、*Samuccayakkhandhaka* に見られる *mānatta*, *parivāsa*, *mūlāyapaṭikassanā* の執行を命じる表現の構文、懲罰的羯磨 II 類を執行するにあたって僧残罪の隠匿の有無を判断する基準、比丘尼の懲罰的羯磨 II 類の特異点、*Samanatapāsādikā* の漢訳である『善見律毘婆沙』に示される懲罰的羯磨 II 類、17 世紀ビルマで *Tiṭṭakālaṅkāra* により制作された *Vināyālaṅkāraṭīkā* に記される僧残罪の処断法について検討する。

以上の考察により、パーリ律に現れる懲罰的羯磨の全貌を明らかにするとともに、後代の註釈家達はその制度をどの様に理解し、どの様に応用しようとしていたか示すことができるものと考ええる。